

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-507453(P2005-507453A)

【公表日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-011

【出願番号】特願2003-540270(P2003-540270)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

G 0 3 G 9/09 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/00

B 4 1 M 5/00 E

G 0 3 G 9/08 3 6 1

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電荷発生材料および媒体を含むインク組成物のセキュリティ用途における使用であって、前記電荷発生材料が、電磁スペクトルの700～1500nmの近赤外領域および400～700nmの可視領域のそれぞれにおいて吸収極大を有し、無金属フタロシアニンのポリモルフ型X形、チタニロキシフタロシアニンのポリモルフ型Y形およびフェーズI&II形、バナディロキシフタロシアニンのポリモルフフェーズII形、ならびにヒドロキシガリウムフタロシアニンおよびメトキシガリウムフタロシアニンのポリモルフフェーズV形から選ばれる化合物である、使用。

【請求項2】

前記電荷発生材料が無金属フタロシアニンのX形である、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記電荷発生材料が500～700nmの領域で吸収極大を有する、請求項1又は2に記載の使用。

【請求項4】

前記電荷発生材料が600～700nmの領域で吸収極大を有する、請求項3に記載の使用。

【請求項5】

2つの吸収極大が、少なくとも50nm、好ましくは少なくとも80nm、より好ましくは少なくとも100nm離れている、請求項1～4のいずれか1つに記載の使用。

【請求項6】

可視領域における吸収強度が、近赤外領域における吸収強度の20～500%、好ましくは30～200%、もっとも好ましくは50～100%、特に80～90%である、請求項1～5のいずれか1つに記載の使用。

【請求項 7】

近赤外範囲におけるピークが、ベースラインから判断したその高さの 80 %で、150 nm 以下、好ましくは 100 nm 以下のバンド幅である、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 8】

前記電荷発生材料がインクの唯一の着色剤である、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 9】

前記電荷発生材料が同じ、類似又は異なる色の 1 つ以上の追加着色剤とともに用いられる、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 10】

前記インク組成物が 2 つ以上の異なる電荷発生材料の混合物を含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 つ又は請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

前記電荷発生材料が媒体に不溶性である、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 12】

前記組成物が印刷方法により物品又は基材に施される、請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 13】

前記印刷方法がオフセット、グラビア、インクジェット、凹版、電子写真から選ばれる、請求項 12 に記載の使用。

【請求項 14】

前記セキュリティ用途が、前記インク組成物でマークされた物品又は基材の真正を証明する方法であって赤外線の特徴的な吸収をそのマークにより検出することを含む方法である、請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 15】

前記方法が赤外線の特徴的吸収を可視範囲における放射線吸収と比較することを更に含む、請求項 14 に記載の使用。

【請求項 16】

近赤外範囲における吸収ピークの高さが可視範囲における吸収ピークの高さと比較される、請求項 15 に記載の使用。

【請求項 17】

電荷発生材料および媒体を含むインク組成物のセキュリティ用途における使用であって、前記電荷発生材料が電磁スペクトルの 700 ~ 1500 nm の近赤外領域および 400 ~ 700 nm の可視領域のそれぞれにおいて吸収極大を有し、前記電荷発生材料がインクの唯一の着色剤である、使用。

【請求項 18】

インク組成物でマークされた物品又は基材の真正を証明する方法であって、前記インク組成物が電荷発生材料および媒体を含み、前記電荷発生材料が電磁スペクトルの 700 ~ 1500 nm の近赤外領域および 400 ~ 700 nm の可視領域のそれぞれにおいて吸収極大を有し、前記方法は近赤外線の特徴的な吸収をそのマークにより検出することを含み、近赤外線の特徴的吸収を可視範囲における放射線吸収と比較することを更に含む、方法。

【請求項 19】

近赤外範囲における吸収ピークの高さが可視範囲における吸収ピークの高さと比較される、請求項 18 に記載の方法。